令和８年度 第２回栃木県地下占用物等連絡会議

日時：令和8年8月31日（月）10：30～
場所：宇都宮土木事務所 5階大会議室

◆議事次第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
 1）下水道法等の一部改正について
 2）令和7年度の点検実施状況
 3）占用工事における猛暑時間の施工回避について
 4）意見交換
4. 閉 会

■配布資料

資料－１　第1回 栃木県地下占用物等連絡会議資料

資料－２　第1回 栃木県地下占用物等連絡会議資料（非公開）

資料ー1

第2回 栃木県地下占用物等連絡会議

令和8年8月

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1．下水道法等の一部改正について

●下水道法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

○ 令和７年１月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。

○ 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。

⇒ **強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。**



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法案の概要

1．安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

①確実な老朽化状況の把握 【下水道法】

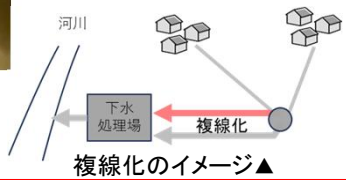
- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表　※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し



◂ドローンを活用した点検・診断のイメージ

②下水道の戦略的な再構築 【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表



複線化のイメージ▲

③道路管理者との連携強化 【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）

2．道路地下空間の安全性確保

①道路占用者と道路管理者の連携強化 【道路法】

- 道路占用者と道路管理者との間で「占用物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占用物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設　※道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

②占用許可制度の見直し 【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占用物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3．下水道マネジメントを支える基盤の強化

①下水道の基盤強化・広域連携の推進 【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

②下水道区域の見直し 【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備



▲広域連携のイメージ

【施行期日】 公布の日から６月以内施行

【下水道法等の一部を改正する法律案】

下水道管理者と道路管理者の連携強化

道路占用者と道路管理者の連携強化

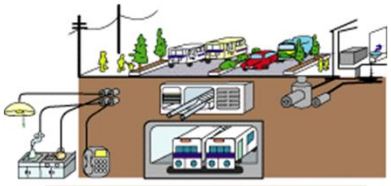
改正の背景・必要性

- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」での議論では、**占用者と道路管理者の協力体制は現状では十分とはいえない**との指摘がなされた

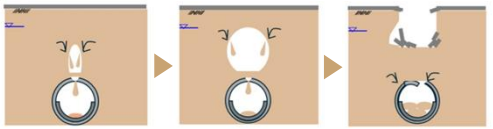
（道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（上下水道、電気、ガスの事業者等））

- 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担等について、現行制度では柔軟な取り決めを行うことが困難であり、**道路占用者と道路管理者が効率的かつ柔軟に連携して取組を進めることができないおそれがある**

道路空間を占用する各種施設



道路陥没のメカニズム例



埼玉県「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」最終報告書「シナリオ2」より抜粋、一部改変

改正概要

下水道管理者と道路管理者の連携強化

下水道の点検に関し道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に記載することができる制度を創設

（記載にあたっては道路管理者への協議か、法定協議会※での協議が必要）　※道路管理者や道路占用者等で構成

▶ 路面下空洞調査の共同実施や地盤情報の提供等、下水道管理者の点検に道路管理者が協力

法定協議会の例
（地下占用物連絡会議）



路面下空洞調査



道路占用者と道路管理者の連携強化

道路占用者と道路管理者が「占用物件等維持修繕協定」を締結できる制度を創設

▶ 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担について、道路法上の規定に関わらず取り決めること等が可能に

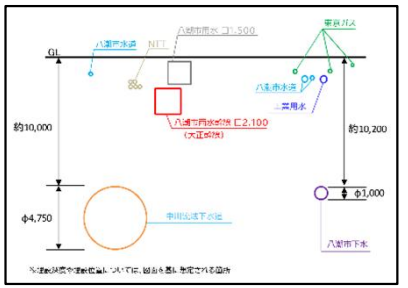
【下水道法等の一部を改正する法律案】

占用許可制度の見直し

改正の背景・必要性

- 占用手続きの中で**占用物の維持管理の内容を正確に把握できていない**
 - 長期にわたって地下に埋設される占用物件の維持管理が適切に行われていなかった場合、道路利用者や道路交通に多大な影響が生じるおそれがある

八潮の道路陥没箇所の地下埋設物の状況
（断面図）



埼玉県「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する復旧工法検討委員会」第1回資料より

- **地下施設の正確な位置情報把握ができていない**
 - 事故発生時の即応に課題
 - 今後、地下空間情報のデジタル化・統合化を進めるべきところ、竣工図面が道路管理者に共有される仕組みとなっていない

改正概要

占用許可制度の見直し

電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管等の占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加

▶ 道路管理者が占用物件の点検計画を把握可能に

道路の地下に埋設する占用物件について工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

▶ 道路管理者が正確な位置情報を把握可能に

2. 令和7年度の点検実施状況

点検実施状況の整理について

1）路面下空洞調査

○ 令和7年度の国管理道路における路面下空洞調査について整理

○ 事例があれば、他の道路管理者による路面下空洞調査も対象とすること

2）地下占用物の点検状況

○ 電柱を新たに報告対象に追加したほか、昨年度に引き続き、令和7年度の主な地下占用物（電力、通信、ガス、水道、下水道）を対象に整理

○ 次年度以降は、対象とする占用物の見直しや、共有する内容の充実化などを必要に応じて検討

3）その他

○ 道路管理者と道路占用者の連携による道路地下空間マネジメントの実現にむけ、「全国統一型の占用関連システム」が4月より一部運用開始となり、今後、同システムにおいて道路占用者の点検結果等の情報も管理できるように検討しているほか、地下占用物の点検情報等をはじめ、路面下空洞調査の結果や道路陥没履歴などの情報をデジタル化した上で統合化する「道路空間情報プラットフォーム」の構築を検討

路面下空洞調査（国管理）の実施状況

栃木県内における国管理道路の路面下空洞調査の実施状況

道路管理者	管理延長	令和7年度		
		調査延長	空洞確認箇所数※1	うち補修箇所数
国土交通省	230.275km	2.91km	0箇所	0箇所

※1　詳細調査（スコープ調査等）により空洞を確認した箇所

＜概要＞
調査等の手法等　：　電磁波（レーダ）による空洞調査
調査等の頻度　：　5年に1回（地下埋設物の状況などに応じて頻度を短縮）



国道4号（栃木県小山市）

主な地下占用物の点検状況（電力事業者）

栃木県内における電力施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設数		令和7年度					
	洞道	マンホール	洞道			マンホール		
			実施区間	不具合箇所	措置済箇所	実施箇所	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	18区間	574箇所	5区間	0箇所	0箇所	144箇所	0箇所	0箇所

※1　（一社）送配電網協議会参画企業
※2　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法等：施設内からの目視による調査

主な地下占用物の点検状況（通信事業者）

栃木県内における通信施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設数		令和7年度					
	洞道	マンホール	洞道			マンホール		
			実施延長	不具合箇所	措置済箇所	実施箇所	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	0.9km	13,211箇所	0km	0箇所	0箇所	1,452箇所	0箇所	0箇所

※1　NTTグループ
※2　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法等：施設内からの目視による調査
調査等の頻度：洞道－5年に1回、マンホール－10年に1回

主な地下占用物の点検状況（ガス事業者）

栃木県内におけるガス施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設延長	令和7年度		
		実施延長	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	2,951km	823km	7箇所	7箇所

※1 （一社）日本ガス協会参画企業
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法等：道路上からのガス検知器による調査
調査等の頻度：4年に1回

主な地下占用物の点検状況（水道事業者）

栃木県内における水道施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設延長	令和7年度		
		実施延長	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	17,402km	13,423km	413箇所	406箇所

※1　上水道と簡易水道
※2　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法等：路上からの異常把握や空気弁等での音聴調査
調査等の頻度：水道法施行規則第17条の2により、適切な時期に点検を実施

主な地下占用物の点検状況（下水道事業者）

栃木県内における下水道施設の点検実施状況※1

道路管理者	対象施設延長	令和7年度		
		実施延長	不具合延長	措置済延長
全管理者	9,259km	526km	13km	6km

※1　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法：施設内からの目視や機材による調査
調査等の頻度：下水道法施行令第５条の１２第２号により、
適切な時期に点検を実施

主な地下占用物の点検状況（電力事業者〔電柱〕）

栃木県内における道路内の電力柱※1の点検実施状況※2

道路管理者	施設総数（電柱本数）	令和7年度 電柱点検実施数	令和7年度の電柱不具合処置数		
			処置本数	令和7年度の更新（建替）本数	令和7年度以降の更新（建替）本数
全管理者	108,504本	20,679本	0本	0本	0本

※1　（一社）送配電網協議会参画企業
※2　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法：目視や機材による調査
調査等の頻度：5年に1回

主な地下占用物の点検状況（通信事業者〔電柱〕）

栃木県内における道路内の電信柱※1の点検実施状況※2

道路管理者	施設総数（電柱本数）	令和7年度 電柱点検実施数	令和7年度の電柱不具合処置数		
			処置本数	令和7年度の措置本数	令和7年度以降の措置本数
全管理者	47,010本	12,960本	3本	0本	3本

※1　NTTグループ
※2　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法：目視や機材による調査
調査等の頻度：10年に1回

道路管理者と地下占用者における点検情報等の共有化について

点検結果の共有化

［道路管理者⇔地下占用者］

点検の効率化・空洞の早期発見・陥没の防止

［道路管理者・地下占用者が相互に対応］

［対応例①］

占用物の点検により管路の腐食や漏水を確認

↓

空洞調査との比較

↓

必要に応じて、占用物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整

［対応例②］

空洞調査により空洞（経過観察レベル）を確認

↓

占用物の点検結果との比較

↓

必要に応じて占用物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整

［対応例③］

要因不明の道路陥没の情報

↓

空洞調査や占用物点検結果と比較

↓

必要に応じて空洞調査、占用物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整

３．占用工事における猛暑時間の施工回避について

事　務　連　絡
令和８年７月 27 日

各地方整備局道路部路政課長　殿
北海道開発局建設部建設行政課長補佐　殿
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長　殿
独立行政法人
　日本高速道路保有・債務返済機構総務部管理課長　殿

道路局路政課
道路利用調整室　課長補佐

占用工事に関する道路占用許可の運用上の留意事項について

道路の占用に関する掘削等の工事（以下、「占用工事」という。）の施工の時間、時期等については、「道路工事執行要領について」（昭和 37 年８月７日付け建設省道発第 331 号、建設都発第 190 号）、「道路の掘り返し防止対策の徹底について」（平成９年５月 13 日付け建設省道政発第 55 号）、「占用工事に関する道路占用許可の運用上の留意事項について」（平成 16 年４月 12 日付け国土交通省国道利第 12 号）等により必要な措置を講じているところであるが、下記の事項に留意の上、引き続き道路占用許可の適切な運用に努められたい。

記

近年、夏の猛暑は厳しさを増し、今後も続くと想定される中、建設工事における厳しい作業環境においては、より一層の猛暑対策が求められている。これを踏まえ、国土交通省では、令和７年 12 月に施工者の自主性を尊重しつつ、多様な働き方の実現を支援するため、猛暑時間の施工回避等の取組をとりまとめた「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」（以下、「パッケージ」という。）を別添のとおり策定したところであるが、占用工事においても猛暑対策に関して考慮する必要があると考えられる。

占用工事の時間については、「交通量の最も少ない時間（夜間、休日等）を選んで行うこと。ただし、道路及び交通の状況によっては、昼夜兼行、その他の方法によることができる。」としているところであるが、猛暑時間の施工回避等を踏まえた占用工事の申請の審査にあたっては、道路及び交通の状況を勘案するとともに警察とも緊密に連携し、パッケージの趣旨も考慮の上、適切な運用を図られたい。

その際、道路占用者において、過去の WBGT 値（湿球黒球温度）の実績データ等により、猛暑時間の合理的な根拠を提示した場合等は、猛暑時間として判断して差し支えない。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

（参考）WBGT 値（湿球黒球温度）データ（環境省　熱中症予防情報サイト）
https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

○占用工事に関する道路占用許可の運用上の留意事項について

（平成13年12月27日国道利第22号
各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各都道府県担当部長、各指定市担当局長あて道路局路政課道路利用調整室長通知）

最近改正　平成16年４月12日国道利第12号

道路の占用に関する掘削等の工事（以下「占用工事」という。）の施工の時間、時期等については、「道路工事執行要領について」（昭和37年８月７日付け建設省道発第331号、建設都発第190号）、「道路の掘り返し防止対策の徹底について」（平成９年５月13日付け建設省道政発第55号）等により必要な措置を講じているところであるが、下記の事項に留意の上、引き続き道路占用許可の適切な運用に努められたい。

記

１　占用工事の時間について

占用工事の時間については、「交通量の最も少ない時間（夜間、休日等）を選んで行うこと。ただし、道路及び交通の状況によっては、昼夜兼行、その他の方法によることができる。」としているところであるが、過般の総合規制改革会議や自民党ｅ－Japan 重点計画特命委員会等における議論の過程において、占用工事の時間が一律に夜間に限定されているために工事期間がかえって長期化している、場合によっては、連続して工事を認めた方が道路の掘返し期間が短縮化され、全体としての混雑のコストが引き下げられるケースもある、との指摘もなされていることから、道路及び交通の状況を勘案しながら工期の短縮化が図られるよう、警察とも緊密に連携しつつ、適切な運用を図ること。

２　年度末等における工事抑制措置の試行的緩和について

「地下埋設工事その他の道路の掘返しを伴う占用工事の年度末等特定の時期への集中の抑制について」（昭和61年10月20日付け建設省道政発第89号）等に基づく地下埋設工事等の年度末等特定の時期への集中の抑制措置については、情報通信インフラ整備を緊急に進めるため、平成13年度から５年間は、電気通信事業者が光ファイバーを敷設するために行う工事であって、年度当初に想定し得ず、かつ、緊急性が高いことが合理性を有すると認められるものについては、冬季・年度末においても道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和することとされているので、「第一種電気通信事業者による線路敷設の円滑化を図る措置の実施に当たっての基本的な考え方等について」（平成13年２月15日付け国道利第５号、国道国第21号）の内容を踏まえ適切な運用を図ること。

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

別紙1

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
- ・猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
- ・個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
- ・技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

・ 全国の他の直轄土木工事においても、受注者の判断により、猛暑期間の現場施工を回避しやすくするため、関東地方整備局宇都宮国道事務所等における特記仕様書を参考にしながら、猛暑期間における現場施工回避の協議の明記について、他事務所へも展開する。

１－４　猛暑時間の施工回避

・ 猛暑時間の現場施工を回避するため、監督職員と協議の上、必要があると認められる際には、作業の開始時間、終了時間を変更することができることから、受注者は、施工・工程を工夫して、早朝施工や休憩時間の延長等の取組が実施されている。

・早朝施工の事例：高水敷除草工において、８～17 時の勤務体制のところ、熱中症による死傷者発生数が最も多い 15 時台を避け、６～15 時に変更し、作業を実施。

・休憩時間延長の事例：閉鎖空間（箱型ルーフ内）の作業において、猛暑日は昼休憩を１時間延長し、実作業を１時間短縮する代わりに、気温が下がった時期に１時間追加で作業を実施。

・施工場所の工夫事例：道路除草工において、比較的気温の低い山地部を夏期、平地部を夏期以外に作業。

・クールワークタイムの導入：県工事において、11～14 時までを休憩時間とするクールワーク実施要領を策定し、屋外での作業を主とする建設工事に適用。

・ 受注者が猛暑時間の現場施工を回避しやすくなるよう、早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力することを直轄土木工事における特記仕様書へ記載する等、受注者の取組を促進できる方策を実施する。

・ 建設業界として、猛暑期間・時間を避けた現場施工を推進している旨、建設業界以外の関係者に対しても理解増進が図られるよう、周知に努める。

１－５　１年単位の変形労働時間制

・ 受注者は、労働基準法の規定により、特定の季節等で業務の繁閑が大きい場合には、１年単位の変形労働時間制を用いることができる。具体的には、繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行う取組であり、導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結（労働基準監督署への届出）が必要となる。

・ 建設業においても変形労働時間制を促進するため、厚生労働省において作成されたパンフレット「建設業における１年単位の変形労働時間制のポイント」の周知に努めている。

・ 本制度について、１－２～１－４の猛暑期間・時間の作業回避の取組に加え、変形